

平成 23 年度 内閣府本府政策評価（事後評価）について （概要）

平成 24 年 9 月
政策評価広報課

1. 内閣府本府における政策評価について

- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第 2 条第 1 項の規定により、原則として、分担管理事務（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務）にあたる政策を対象に実施。→内閣補助事務（内閣府設置法 4 条 1、2 項）は対象外。
- 3 年毎に基本計画を策定（現行計画は平成 23 年度～25 年度）、政策評価の実施に関する方針等を決定。
- 毎年度初めに実施計画を策定（平成 23 年度実施計画を平成 23 年 12 月 7 日に決定。）、対象政策の評価の判断基準となる測定指標とその目標値を策定。夏ごろに前年度の事後評価を実施。
- 事後評価、事前分析表の作成にあたり行政事業レビューとの連携を図っている。

現行基本計画における政策評価サイクル

		23 年度の政策	24 年度の政策	25 年度の政策
基本計画 (平成 23 年 4 月決定) 対象期間： 平成 23 年～25 年度	平成 23 年度	(年度内) 実施計画 <政策実施>		
	平成 24 年度	↓ 事後評価	↑ (年度初) 実施計画 <政策実施>	
	平成 25 年度		↓ 事後評価	↑ (年度初) 実施計画 <政策実施>

(注 1) 基本計画・実施計画は、内閣総理大臣決定。補正予算成立等に伴い適時改正。

(注 2) これらの他、規制等を行う場合は「事前評価」を実施。

(注 3) 基本計画はこれまで平成 14 年 4 月、平成 17 年 4 月、平成 20 年 2 月、平成 23 年 4 月に決定

(対象は、それぞれ平成 14～16 年度、平成 17～19 年度、平成 20～22 年度、平成 23～25 年度の政策評価)。

2. 評価対象

- 平成 23 年度に実施された 20 政策・80 施策に関して設定された 204 指標。
- 上記のほか、部局ごとに、東日本大震災に係る取組の評価を行った。
(「平成 23 年度内閣府本府政策評価実施計画」)

3. 政策評価結果・今後の方向性について

- 政策評価体系に基づく評価（総論）

	平成 23 年度目標値		平成 24 年度以降に目標値を設定		⑤その他	⑥集計中
	①達成・概ね達成	②一部達成・未達成	③達成に向けて 進展	④達成に向けて 課題		
80 施策中	73 (91%) (うち達成が 50(63%)、 概ね達成 23(29%))	1 (1%)	3 (4%)	0 (0%)	測定不能 2 (3%)	1 (1%)

注：％は小数点以下を四捨五入しているため、すべてを足し合わせても 100%にならない。

- ①達成、概ね達成：平成 23 年度に設定した目標値を達成又は概ね達成（目標値に対する実績値の割合が平均 80%以上）している場合
- ②一部達成：各指標の平成 23 年度に設定した目標値に対する実績値の割合が平均 80%未満かつ一部の指標の目標値を達成している場合
- ②未達成：平成 23 年度に設定した目標値に対する実績値の割合が平均 80%未満かつすべての指標で目標値を達成していない場合
- ③達成に向け進展：平成 24 年度以降に目標値を設定しており、平成 23 年度までに目標値に向けた進展がみられる場合
- ④達成に課題：平成 24 年度以降に目標値を設定しており、平成 23 年度において課題がある場合
- ⑤その他：事情により実績値が測定不可能であったもの
- ⑥集計中：現在、実績値を集計中のもの。

- 内閣府の東日本大震災に係る取組の評価（p4 以降参照）

4. 内閣府本府政策評価有識者懇談会（7月6日開催）について

平成23年度事後評価に係る主な指摘事項とそれらを踏まえた対応は以下の通り。

（指摘事項1）アウトプット指標が多い施策、目標水準が低い施策、政策の目標設定が甘いと思われる施策が見受けられた。当初目標を達成できたと自己評価している施策については、前年度より実績が上がっているかをチェックすることが必要。

→【対応】政策評価は目標の達成・未達成の結果にこだわるよりも、評価結果を踏まえて政策に反映させていくことが重要である。そのため、現状での測定指標や目標値でよしとせず、毎年度の事前分析表において測定指標の点検・見直しを行う予定である。

（指摘事項2）東日本大震災に係る取組の評価では、事業規模としてどの程度の予算がついたのかわかれば入れた方がいいのではないか。また、取組の成果が多く記載されているが、将来に活用することを考える場合にはむしろ震災対応での課題面をもっと記述する必要があるのではないか。

→【対応】東日本大震災に係る取組の評価では、予算額や課題面について可能な限り記載するよう各部局に依頼し、修正した。

※懇談会メンバー

座長	山谷清志	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授
	田辺国昭	東京大学公共政策大学院教授・大学院法学政治学研究科教授
	田中弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構研究開発部准教授
	南島和久	神戸学院大学法学部准教授

平成 23 年度 内閣府における東日本大震災に係る取組【概要】

内閣府では、東日本大震災に係る内閣府としての各種取組の実施状況を確認し、政策の成果や課題を把握するため、平成23年度内閣府政策評価実施計画に基づき、今回の震災に係る取組の評価を行った。具体的には、部局ごとに、施策に係る取組、連絡会議の開催、情報提供等、主な項目ごとの実績とともに、実績を踏まえた成果や課題をまとめた。以下、主に防災担当部局における取組、防災部局を支援するための大臣官房部局（間接業務）における取組、防災担当以外の部局における震災に関連した取組のそれぞれについて概括する。

第一に、防災部局における取組では、被災者支援施策を推進した他、東日本大震災の教訓を踏まえた防災基本計画の修正を行うとともに、今後の想定地震等に備えた防災対策の充実・強化を図った。

第二に、大臣官房部局（間接業務）における取組では、防災部局における取組を支援するため、岩手・宮城・福島に設置された政府現地対策本部要員として、延べ427名の内閣府職員を派遣し、内閣府全体として震災対応に取り組んだ。また、政府としては初となる義援金の受付窓口を設置し、国内外から寄せられた義援金（約33億1千6百万円（平成24年4月27日時点））を被災都道府県へ送金した。

第三に、防災担当以外の部局における取組では、公文書管理（被災公文書等修復支援事業）、政府広報（被災者の皆様向け・国内外向けの広報等）、経済財政政策（震災による経済への影響分析、被災した特定非営利活動法人の義務の免責期限の延長等）、共生社会政策（被災者・支援者一般向けの「心のケア」対策等）、男女共同参画（被災地での女性等の悩み・暴力相談事業等）、公益法人制度（公益法人等が被災者支援、復旧・復興活動を円滑に行える環境の整備等）、統計委員会・経済社会総合研究所（公的統計の復興の役割の議論等）、日本学術会議（緊急提言の発出等）など多岐にわたる取組を行った。

以上のような取組により、内閣府では、未曾有の震災に対して府を挙げて対応した。

主な取組

日本政府を通じた東日本大震災義援金の受付 （大臣官房会計課）	国内外から寄せられた義援金約33億1600万円（平成24年4月27日現在）の太宗が被災者に配付され、政府の義援金の窓口としての役割を果たしている。
職員の現地対策本部への派遣 （大臣官房人事課）	岩手・宮城・福島三県の現地対策本部の計延べ427人を派遣。派遣職員からの勤務状況報告を取りまとめ、内閣府掲示板に掲載。また、派遣終了後には事務次官等への報告会を開催。
被災公文書等修復支援 （大臣官房公文書管理課）	被災地の地方自治体からの要請に基づき、内閣府からの補助金等により、国立公文書館が、被災地において被災公文書等の修復にあたる人材の育成のための研修を実施し、修復作業を早急に進める環境を整備した。 （平成23年度3次補正予算額：70,297千円）

**被災者・全国・外国人に向けた各種広報活動
(大臣官房政府広報室)**

テレビ、ラジオ、web、新聞といった様々な媒体によって、被災者向けの震災情報や政府の支援情報の提供、全国に向けた「復興アクション」キャンペーン、外国人に向けた日本の現状の発信等の広報活動を実施。

平成23年度全体執行額：約1,460,767千円（参考：平成23年度一次補正予算額：791,611千円）

**経済財政政策に係る施策の推進や会議開催
(政策統括官（経済財政運営担当）)
(政策統括官（経済社会システム担当）)
(政策統括官（経済財政分析担当）)**

・大震災発生以降、「経済情勢に関する検討会合」を数回開催し、「政策推進指針」のとりまとめに向けた議論を行った。（「政策推進指針」は平成23年5月17日閣議決定）

・民間資金等活用事業推進委員会の下に復興段階におけるPFIの活用方法について検討を行うWGを設置。
・「新しい公共」推進会議の下に「震災支援制度等ワーキンググループ会議」を設置。
・特定非営利活動促進法に規定する義務の免責期限の延長措置を実施。
・免責期限の延長措置により、期限内に義務履行が困難な法人に対する救済措置がなされ、また、関係書類の散逸等により、作成が困難となった法人等に対しては、各都道府県より、各事情に応じた適切な助言、指導、監督が実施された。

・「平成23年度年次経済財政報告」や「地域の経済2011」等で震災による日本経済、地域経済への分析を実施。

**防災政策に係る施策の推進や会議開催
(政策統括官（防災担当）)**

・「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の制定

・被災者生活再建支援金の特例措置

・激甚災害法による特例措置の適用期間の延長

・住家被害認定の調査・判定方法作成

・特定非常災害特別措置法に規定する許認可等の特例措置

・生活再建支援のあり方に関する調査

・中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の最終報告等を踏まえ、防災基本計画を修正。

・中央防災会議「防災対策推進検討会議」の中間報告等を踏まえ、「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針」を決定。本年夏頃に予定している最終報告へ向けた議論を継続。

・被災者支援に関する各種制度のパンフレットを都道府県に送付、HPに公表。

**共生社会政策に係る施策の推進や会議開催
(政策統括官（共生社会政策担当）)**

・「災害と障害者について」を議題に「障がい者制度改革推進会議」の開催。

・被災者、支援者一般向けの「心のケア」対策の一環として、基金を活用した自殺対策の推進やリーフレット「ほっと安心手帳」を作成、都道府県・政令指定都市等に送付、HPに公表。

男女共同参画社会形成の促進に係る施策の推進
(男女共同参画局)

- ・女性の視点からの復興や起業活動支援に関するシンポジウムを開催。
- ・地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業
- ・被災地における女性等の悩み・暴力相談事業（H23年度3次補正予算額：237,300千円）
- ・避難所に掲示する壁新聞、地方紙等による広報

公益法人等が被災者支援、復旧・復興活動を円滑に行える環境の整備等
(公益認定等委員会事務局)

- ・平成 22 年度末の委員長メッセージ発出を皮切りにした、被災者支援、復旧・復興活動の法人への前向きな検討の呼びかけ。
- ・法人の行う被災者支援、復旧・復興活動・寄附について情報収集及び情報提供。
- ・法人が被災者支援、復旧・復興活動をする際に、事業の変更等の手続きが必要な場合に最優先に対応。
- ・公益法人認定法に規定する定期提出書類の提出義務等の免責期限の延長措置を実施。

震災復興と統計

(大臣官房統計委員会、経済社会総合研究所)

- ・「ESRI－経済政策フォーラム（第 47 回、第 48 回）」を開催し、公的統計の復興の役割や統計からみた復興の課題について議論。
- ・国民経済計算における震災の影響への対応について四半期速報及び年次確報において公表するとともに、平成 23 年 5 月に震災関連事項の国民経済計算上の取扱いについて公表。

科学者の内外に対する提言、報告

(日本学術会議事務局)

- ・緊急集会を開催。
- ・7次にわたる緊急提言、会長談話「放射線防護の対策を正しく理解するために」、海外アカデミーに対する報告書、幹事会声明等を発出。
- ・東日本大震災対策委員会及び分科会を設置（第 21 期）し、復旧・復興に関する具体的な措置等を提案、エネルギー政策のあり方についての調査報告を提示。
- ・公開シンポジウムを開催。
- ・東日本大震災復興支援委員会および分科会（災害に強いまちづくり分科会、産業振興・就業支援分科会、放射能対策分科会）において審議を実施（審議結果として、平成 24 年 4 月 9 日に「学術からの提言—今、復興の力強い歩みを」を発出）。

平成23年度における内閣府の東日本大震災に係る取組の評価

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
大臣官房 会計課	<p><日本政府を通じた東日本大震災義援金の受付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社等の民間ではなく、政府において東日本大震災義援金の窓口を作るようにとの要望があったことから、被災者の方々に対する各方面からの支援の機会を拡大する目的で、平成23年4月5日政府としては初めて内閣府に受付窓口を設置した。 ・受付期間は、当初、平成23年4月5日から平成23年9月末日までであったが、各方面からの要望を受け9月に6ヶ月延長し、更に3月に6ヶ月再延長、平成24年9月末日までとなっている。 ・平成24年4月27日現在の受付件数及び受付額並びに被災地方公共団体への送金額は以下のとおり。 <p>(1) 受付件数 8, 547件 (2) 受付額 33億1, 559万3, 716円 (3) 送金額 被災都道府県へ 32億1, 237万5, 000円</p>	<p><日本政府を通じた東日本大震災義援金の受付></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との緊密な連絡調整を図り、制度面(臨時特例財務省令の制定)及び運用面(銀行口座の設置、ホームページ及びフリーコールによる問い合わせ窓口の開設など)の受付体制を速やかに整えたところ。 ・国内外から寄せられた義援金は、約33億1,600万円(平成24年4月27日現在)になっており、その大半が被災者に配付され、政府の義援金の窓口としての役割を果たしていると考えている。 ・今後とも、関係機関との緊密な連絡調整を図りながら受付及び各被災地方公共団体への送金事務を行っていきたい。 ・義援金の被災地方公共団体への配分基準の決定に当たり、関係機関等との調整に時間がかかってしまった。 	<p>「日本政府を通じた東日本大震災義援金受付のご案内」 URL:http://www.cao.go.jp/gienkin/index.html</p> <p>「東日本大震災義援金政府問い合わせ窓口」 フリーコール:0120-994192</p>
人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手・宮城・福島3県の現地対策本部要員として、それぞれ137人、172人、118人、計延べ427人の職員を派遣した。さらに、被災自治体(陸前高田市)の副市長として職員1名が出向している。 ・派遣職員からの勤務状況報告を取りまとめ、内閣府掲示板に掲載した。また、派遣終了後には事務次官等への報告会を開催した。 	<p>今回の東日本大震災に係る人的支援の経験を、今後、震災等が発生した場合の対応に活かせるよう、派遣職員の被災地における業務経験を府内職員で共有すること等により、組織として知見の蓄積を行うことができた。</p>	
公文書管理課	<p>○ 被災公文書等修復支援事業(平成23年度)</p> <p><施策に係る取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の実情調査により、地方自治体等において大量の公文書等が被災し、放置されている状況を確認。 ・早急な対応が必要と認められた岩手県宮古市においては、第3次補正予算成立に先立ち、パイロット事業として、被災公文書等の修復に当たる人材の育成のための研修を行った。 ・3次補正予算の被災公文書等修復支援事業費補助金により、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言の一環として、被災自治体(岩手県陸前高田市、山田町、宮城県気仙沼市、仙台市、石巻市(女川町分も含んで実施))からの要請に基づき、国立公文書館が被災公文書等の修復に当たる人材の育成のための研修を行い、修復作業を早急に進める環境を整備した(平成23年度3次補正予算額:70, 297千円)。 	<p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイロット事業については、岩手県宮古市において、被災公文書等の修復支援に当たる人材の育成のために、8名に研修を行うとともに、本事業の効率的かつ円滑な実施に備えることができた。 ・本事業については、岩手県陸前高田市、山田町、宮城県気仙沼市、仙台市、石巻市(女川町分も含んで実施)において、被災公文書等の修復支援に当たる人材の育成のために、110名に研修を行った(被災公文書等240, 000枚(1,200冊分))。 ・この結果、修復作業を進める環境が整備され、事業実施自治体において、独自の修復作業を実施又は検討することとなった。 <p><今回の震災対応における課題面></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地における安全な修復作業実施場所の確保が、被災地ということもあり、予想以上に困難であった。 <p><今後の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に実施した本事業の成果を踏まえ、平成24年度においては、引き続き、津波による被災公文書等の修復研修の実施のほか、新たに津波以外による被災(破損、破れ等)に対して、長期的な保存及び利用に必要な更なる措置を講ずるための人材育成を実施していきたい。 	<p>「平成23年度における被災公文書等修復支援事業について」(国立公文書館HP掲載) URL:http://www.archives.go.jp/top/111216_01.html</p>

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
政府広報室	<p><施策に係る取組> 平成23年度全体執行額：約1,460,767千円(参考：平成23年度一次補正予算額：791,611千円) 【被災者向け広報】 ① 政府広報ラジオ番組「震災情報 官邸発」 震災発生直後、特に情報入手手段が限られていた被災者の方々を中心に官邸からほぼ毎日官房長官等が自ら被災者の生活・事業再建に関する最新情報をお伝えする全国向け定時番組を実施。 実施時期：平成23年3月28日～6月30日(87回) ※4回の放送(平成23年3月28日～3月31日)は、平成22年度に実施。 実施地域：全国 放送局：ネットFM局38局 AM5局、コミュニティFM17局(青森、岩手、宮城、福島、茨城)</p> <p>② 被災者向け「壁新聞」「ハンドブック」「地方紙」 生活再建や日々の暮らしに役立つ情報を提供するため、避難所を中心に掲示する「壁新聞」、仮設住宅などをはじめより多くの被災者にお届けする「ハンドブック」を発行。また、地方新聞の記事下広告において、生活再建や日々の暮らしに役立つ情報を提供。 「壁新聞」平成23年4月6日～7月19日 (2～15号)臨時増刊号、特別号を除く。 ※1号(3月30日発行)は平成22年度に実施。 毎号、被災地(岩手、宮城、福島)の郵便局、スーパーなど約4,000店舗に配布。 「ハンドブック」10種類 累計171万部(平成23年度分) 「地方紙」19紙 計200万部 平成23年4月6日～8月13日(16回)</p> <p>③ 被災地向けテレビ番組 復興へ第一歩を踏み出した被災地の方々の思いや活動を紹介するとともに、政府の施策を伝える被災地向け定時番組を実施。 実施時期：平成23年8月19日～平成24年度も引き続き実施 実施地域：岩手、宮城、福島 放送局：12局(3県の全民放局)</p> <p>④ 被災地向けラジオ番組 復興へ第一歩を踏み出した被災地の方々の思いや活動を紹介するとともに、政府の施策を伝える被災地向け定時番組を実施。 実施時期：平成23年7月2日～平成24年度も引き続き実施 実施地域：青森、岩手、宮城、福島、茨城 放送局：AM5局、FM4局、コミュニティFM21局</p> <p>⑤ 笑顔ひろげ隊(キャラバン隊) 被災地の仮設住宅などを順次訪問し、生活再建・事業再建ハンドブック等を用いて政府施策について直接被災者に説明するとともに、被災者からの情報ニーズ把握を行う。 実施時期：平成23年9月17日～平成24年3月31日 実施地域：岩手(28回)、宮城(30回)、福島(25回)</p> <p>⑥『ひろげたい。明日に希望を。未来に希望を』特設webサイト 被災地向けテレビ・ラジオ番組の過去放送分をオンデマンド配信するとともに、笑顔ひろげ隊の活動やFAQを紹介するポータルサイトを設けた。 実施時期：平成23年9月17日～平成24年度も引き続き実施</p> <p>⑦「生活再建編」「事業再建編」「雇用対策」新聞記事下広告 3テーマ(生活再建・事業再建・雇用対策)をシリーズ広告として連続掲載。 第三次補正予算に盛り込まれた具体的な支援情報を提供するため、地方新聞において広告を掲載。 実施時期：平成23年12月21日～28日 実施地域：「生活再建編」「事業再建編」岩手、宮城、福島 「雇用対策編」青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野(災害救助法適応地域) 掲載紙：生活再建編・事業再建編 17紙(計175万部) ※雇用対策編 26紙 549万部</p>	<p><施策に係る取組> 【被災者向け広報】 ① 政府広報ラジオ番組「震災情報 官邸発」 震災時に情報入手手段として有効なラジオにおいて、ほぼ毎日、官房長官が出演。なるべく多くの被災者に情報をお伝えすべく、当初、FM局から開始したものを、順次、被災地のAM局、コミュニティFM局に拡大。 一④「被災地向けラジオ番組」において引き続き、情報提供を実施。</p> <p>② 被災者向け「壁新聞」「ハンドブック」「地方紙」 発災直後から実施した「壁新聞」と「地方紙」は、被災により情報が届きにくい避難所などに直接お届けする「壁新聞」と被災地域を含め広域な範囲を対象とする「地方紙」で役割分担。「壁新聞」は避難所のほか、郵便局・スーパー等にも配布。「地方紙」も、通常政府広報を実施していない郷土紙等にも範囲を広げつつ、新聞社に適宜ヒアリングして現地の情報ニーズ把握を行いながら記事下広告を実施。「ハンドブック」はなるべく多くの被災者に情報をお伝えすべく仮設住宅に加え、被災地の自治体やスーパー、コンビニエンスストア等に配布したほか、視覚障がい者に向けて音声コードを印刷。</p> <p>③ 被災地向けテレビ番組 仮設住宅にTVが備え付けられていたことから、被災者の方々の多くが避難所から仮設住宅に住まいを移したタイミングをとらえ、テレビ番組を開始し、現地に詳しいテレビ局の協力を得ながら、地域の実情に合わせて、被災地の方々の思いや活動の紹介をするとともに、政府の最新の施策を周知。</p> <p>④ 被災地向けラジオ番組 「震災情報官邸発」に引き続いて、被災者に身近なメディアとしてラジオを活用し、現地に詳しいラジオ局の協力を得ながら、地域の実情に合わせて、被災地の方々の思いや活動の紹介をするとともに、政府の最新の施策を周知。</p> <p>⑤ 笑顔ひろげ隊(キャラバン隊) 被災地3県合わせて約1,800名の被災者に対して説明及びヒアリングを行った。国の施策の分かりやすい説明の機会として、また、被災者からのご意見をお聞きする機会として、被災者からも「よい活動である」との評価を得た。また、実施時に多く寄せられた質問についてFAQを作成し、個別回答やWEBでの公開とともに、実施自治体や仮設住宅等にも情報共有を図った。</p> <p>⑥『ひろげたい。明日に希望を。未来に希望を』特設webサイト 被災地のみならず全国各地に避難された被災者の方々に対して、復興に向けた被災地での取り組みや政府の最新の施策を紹介するとともに、笑顔ひろげ隊に寄せられたFAQを公開するなど、生活に役立つ情報提供を実施。(平成24年3月末までに累計14万PV)</p> <p>⑦「生活再建編」「事業再建編」「雇用対策」新聞記事下広告 なるべく多くの被災者に情報をお伝えすべくタブロイド紙や郷土紙へも掲載範囲を広げたほか、シリーズ広告という体裁により広告への注目度を一層高めた。あわせて、生活再建・事業再建ハンドブックや被災地向けテレビ・ラジオ番組についても周知。</p>	<p>○政府広報オンライン http://www.gov-online.go.jp/</p>

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
政府広報室	<p>⑧ 「雇用対策」被災地向けタウン誌広告 雇用への支援制度について更に多くの方々へ情報を提供するため、地方紙に加えて各地のタウン誌においても広告を掲載。 実施時期：平成24年1月21日～2月1日 実施地域：青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野 掲載紙：10誌(計46万部)</p> <p>⑨ 「がれきの広域処理」新聞記事下 平成24年3月28日～30日 地方紙において「県内のがれき処理進捗状況」を「広域処理促進に向けた政府の取り組み」とともに周知。 実施時期：平成24年3月28日～29日 実施地域：岩手、宮城 掲載紙：2紙、計60万部</p> <p>⑩ 「放射性物質の除染」新聞記事下広告 平成24年3月29日～30日 福島県内の除染進捗状況について地域別にまとめ、記事下広告として同県地方紙にて掲載。 実施時期：平成24年3月29日～30日 実施地域：福島 掲載紙：2紙、50万部</p> <p>【全国向け広報】 ① 「復興アクション」キャンペーン 風評被害や買いだめの防止、通常の経済活動、節電の3テーマについて、全国向けに新聞記事下広告、交通広告、webサイト(インターネット)等の媒体により、周知・啓発広報を実施。 実施時期：平成23年4月～平成24年3月31日</p> <p>② 「がれきの広域処理」新聞記事下広告 全国に対しては、「被災地におけるがれき処理の現状」「がれきの安全性」に関する解説を地方紙に記事下広告として掲載し、広域処理にあたって正確な理解の促進を図った。 実施時期：平成24年3月28日～30日 掲載紙：42紙(1,550万部)</p> <p>【外国人向け広報】 ① 海外新聞広告「総理メッセージ」 諸外国等から寄せられた支援に対して我が国の謝意を表明するため、海外の新聞に総理大臣による御礼の広告を掲載。 実施時期：平成23年4月11日 掲載紙：海外7紙(計786万部)</p> <p>② 在日外国人向け政府広報ラジオ番組 在日外国人の方々に安心感を与え、日本の状況についての正しい理解を促進するため、多言語で政府の正確な情報をお伝えする定時番組を実施。 実施時期：平成23年6月6日～7月1日(全40回) 実施地域：首都圏 放送局：InterFM</p> <p>③ 「日本ブランドの再構築」 復興への道を歩んでいる日本の正しい現状を発信して風評被害等の事態を改善するとともに、再び世界に認められる日本ブランドの構築を目指すため、海外において新聞広告、雑誌広告、テレビスポット等の媒体による広報を実施。 実施時期：平成23年8月～平成24年3月31日</p> <p>※前年度(平成23年3月26日～3月31日)において、在日中国人・韓国人の方に早急に情報をお伝えすべくバナー広告を実施。</p>	<p>⑧ 被災地向けタウン誌広告 地域密着型のメディアであるタウン誌を地方紙に加えて活用し、更にリーチを広げることにより、被災者に対して、生活再建・事業再建ハンドブックの周知も含めた極め細やかな情報提供を実施。</p> <p>⑨ 「がれきの広域処理」新聞記事下 岩手・宮城両県の方々に対して、「がれき処理」に関する最新情報を提供。</p> <p>⑩ 「放射性物質の除染」新聞記事下広告 福島県の方々に対して、放射性物質の除染の進捗状況についての最新情報を提供。</p> <p>【全国向け広報】 ① 「復興アクション」キャンペーン 当初の賛同団体は60だったところ、各種の周知・啓発広報により、最終的には、計277の賛同団体と2,000を超える賛同企業(店舗)の協力を得た。また、ポスターやWEBにおいて各省庁施策とも連携を図った。</p> <p>② 「がれきの広域処理」新聞記事下広告 「がれきの広域処理」に関する住民への説明会でよく出る質問について、イラストや図表なども用いて、より分かりやすく回答。</p> <p>【外国人向け広報】 ① 海外新聞広告「総理メッセージ」 諸外国等から寄せられた支援に対して我が国の謝意を表明する広報を計5か国語(英語、中国語、韓国語、フランス語、ロシア語)で実施。</p> <p>② 在日外国人向け政府広報ラジオ番組 在日外国人向けに特化した情報を、計6か国語(英語、中国語、韓国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語)で提供。</p> <p>③ 「日本ブランドの再構築」 国際会議や震災発災からの節目の時期を捉えて、復興が進む日本の現状発信や信頼性の高い海外著名人からの応援メッセージ等を通して、海外に向けて震災後も変わらない日本の魅力や強みを発信。</p> <p><成果と課題・今後の取組> 発災直後から、被災者の情報入手手段を考慮しながら、広報活動を実施した。その結果、3県(岩手、宮城、福島)在住の被災者を対象にしたインターネット調査では「様々な復興支援の取り組みを知った」「支援制度や手続きがわかった」「被災者自身が立ち上がって取り組む姿に感動した」等のご意見をいただく事ができた。また、被災地向けテレビ・ラジオ番組の広報継続意向では、テレビ番組が73.6%、ラジオ番組が53.3%と高い評価をいただいた。この結果を踏まえ、平成24年度は、被災地向けテレビ・ラジオ番組、WEBサイト等の充実を図ることとする。このため、各県ごとに異なる復興状況や被災者の生活実情に合わせた、よりきめ細やかな情報提供を行うこととし、新設された復興庁・関係省庁等と密接に連携しつつ、被災自治体及び地元NPO団体との関係強化に努め、現地の情報ニーズを効果的に集約・有効活用する体制を構築する。また、この体制は適宜復興庁に引き継いでいくものとする。</p>	

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
政策統括官 (経済財政運営担当)	<p><会議の開催> 地震発生2日後の平成23年3月13日に週明けの経済活動再開を睨んで「経済情勢に関する検討会合(第2回)」を開催した。 その後も、同検討会合において、各省庁や日銀の取組状況の報告や、大震災を踏まえた当面・短期・中長期のマクロ経済財政運営や国家戦略の再設計・再強化に向けた基本方針を示す「政策推進指針」のとりまとめに向けた議論を行った。</p>	<p><会議の開催> 第2回検討会合においては、震災による市場及びマクロ経済への影響、日銀も含めた政府一丸の取組を確認した。また、同決定会合等での議論等を踏まえ、「政策推進指針」が平成23年5月17日に閣議決定された。</p>	<p>「経済情勢に関する検討会合」 URL:http://www5.cao.go.jp/keizai/index2.html</p> <p>「政策推進指針」 http://www5.cao.go.jp/keizai/bousai/pdf/shishin-nihongo.pdf</p>
政策統括官 (経済社会システム担当)	<p><会議の開催> ・復興段階におけるPFIの活用方法について実務的な検討を行うため、ワーキンググループを民間資金等活用事業推進委員会の下に設置し、計6回開催した。</p> <p>・被災者支援活動等に関する制度等のあり方を検討するため、平成23年4月、「新しい公共」推進会議の下に「震災支援制度等ワーキング・グループ会議」を設置。数次にわたる議論を踏まえ、同年6月に「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について」をとりまとめた。</p> <p><施策に係る取組> ・新しい公共支援事業(平成22年度補正予算、平成24年度末までの基金事業)において、被災地等における、「新しい公共」の担い手による復旧・復興支援の取組みを推進するため、 ①岩手県・宮城県・福島県の新しい公共支援事業基金の積み増しを行った。(予算額:平成23年度第3次補正予算879,000千円、全額交付済) ②平成23年4月及び12月に、事業のガイドライン・実施要領を改定し、事業実施要件を緩和した。</p> <p>・東日本大震災の発生を受け、平成23年3月13日に「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が交付・施行されたことを受け、特定非営利活動促進法についても、本政令第4条を適用措置することとした。これにより特定非営利活動促進法に規定する法人の設立登記、事業報告等の提出、各種変更届の提出等のうち、今回の地震により履行期間が到来するまでに履行されなかったものについては、免責期間を平成23年6月30日まで延長することとした。</p> <p>・その後、6月29日付けで「東日本大震災による特定非営利活動促進法第28条1項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」が公布されたことを受け、特定非営利活動促進法第28条1項、同第29条1項に規定する義務(事業報告書等の作成、提出)について免責期間を9月30日まで再延長した。</p> <p>・各都道府県に対して震災による関係書類の散逸等により、作成が困難となった法人等については、震災による影響を斟酌し、各事情に応じた適切な助言等を行い、指導・監督を実施していただくよう周知を行った。</p> <p>・震災に関連する認証申請については優先的に審査し、可能な限り速やかに決定を行うよう努めた。</p>	<p><会議の開催> ・PFIの手続きの簡易化やPFI活用マニュアルの作成等、被災地の迅速な復興にPFIを活用できるように検討を行った。ワーキンググループ及び推進委員会において、引き続き検討を進める。</p> <p>・平成23年7月「新しい公共」推進会議において、左記のワーキング・グループ報告を踏まえた政府がとるべき対応をとりまとめ。その後、政府対応を着実に進める観点からフォローアップを実施(平成24年1月)。震災支援制度等ワーキング・グループ報告を鑑みた政府対応の成果事例として、当該ワーキング・グループ報告で提言された「コミュニティ再生などを旨とし、個々の取組を全体として包括する被災者支援や復興のための支援拠点の形成」は、新しい公共支援事業の「被災した自営業者・NPO等の組織の再生・新設等を支援する復興支援センターの運営」として実現され、コミュニティ組織の再生支援の強化や、組織間の連携プロジェクトの推進が行われた。</p> <p><施策に係る取組> ・活動支援拠点の構築、被災者の支援、地域復興の支援など、民間の発意による様々な取組が、全国で約100件(平成23年度)実施された。岩手県・宮城県・福島県や現地の活動団体からは、貴重な施策として評価されている。引き続き、各県等との連絡調整を行い、これらの取組が効果的かつ円滑に実施されるよう努めたい。</p> <p>・内閣府においては、震災に関連する認証申請について、計32件(設立24件、定款変更8件)を優先的に審査し、認証した。</p> <p>・免責期限の延長措置により、期限内に義務履行が困難な法人に対する救済措置がなされ、また、関係書類の散逸等により、作成が困難となった法人等に対しては、各都道府県より、各事情に応じた適切な助言、指導、監督が実施された。</p>	<p>「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について—震災支援制度等ワーキング・グループ報告— http://www5.cao.go.jp/npc/pdf/wg-shinsai-teigen.pdf</p> <p>「新しい公共」円卓会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」及び「新しい公共」推進会議の提案と制度化等に向けた政府の対応」に係る各府省の主な取組について http://www5.cao.go.jp/npc/shiryou/22n8kai/pdf/s-1.pdf ・補正予算 URL:http://www5.cao.go.jp/npc/unei/renrakukaigi/23n2kai/shiryou_1.pdf ・ガイドラインの改定 【平成23年4月12日】 URL:http://www5.cao.go.jp/npc/unei/rireki.html 【平成23年12月5日】 URL:http://www5.cao.go.jp/npc/unei/jigyou.html</p> <p>別添のとおり</p>
政策統括官 (経済財政分析担当)	<p><施策に係る取組></p> <p>・「平成23年度年次経済財政報告」(平成23年7月22日公表)や「日本経済2011—2012」(平成23年12月21日公表)において、東日本大震災後の日本経済や被災地の経済状況に関する分析を行った。また、平成24年度年次経済財政報告(平成24年7月27日公表)において、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)における家計や企業の経済活動に関するアンケート調査を実施し、分析を加えた。</p> <p>・「地域の経済2011」(平成23年11月公表)、「地域経済動向」(四半期毎)、「景気ウォッチャー調査」(毎月公表)において、東日本大震災による地域経済への影響について分析を行った。</p> <p>・地域経済を把握するため、被災3県へのヒアリングを行い、月例経済報告等に関する関係閣僚会議において報告を行った。</p>	<p><施策に係る取組></p> <p>・左記の報告においては、その時点で入手可能な経済データを用いて、日本経済全体や被災地の経済状況の把握に努め、震災対応も含めた適切な経済財政運営に欠かせない現状分析の提供に寄与した。その後も蓄積されたデータや独自に行ったアンケート調査等を用いて、平成24年度の年次経済財政報告において大震災の生産・雇用・消費等への影響と復興の現状を分析し、被災地並びに今後の日本社会が目指すべき方向について検討を行った。今後も引き続き震災の日本経済への影響について状況把握及び分析に努めてまいりたい。</p> <p>・その時点で入手可能な経済データを用いて、東日本大震災による地域経済への影響について状況把握及び分析を行った。有識者からは、東日本大震災の影響等の分析などを行った地域の経済は、とても興味深く有用であった、と評価されている。今後も引き続き震災の地域経済への影響について状況把握及び分析に努めてまいりたい。</p>	<p><施策に係る取組></p> <p>平成23年度年次経済財政報告 http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je11/11.html 日本経済2011—2012 http://www5.cao.go.jp/keizai3/2011/1221nk/nk11.html 平成24年度年次経済財政報告 http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je12/12.html</p> <p>地域の経済 http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html 地域経済動向 http://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei.html 景気ウォッチャー調査 http://www5.cao.go.jp/keizai3/watcher/watcher_menu.htm</p>

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
<p>政策統括官 (防災担当)</p>	<p>東日本大震災を受けての教訓を今後の防災対策に活かしていく必要があることから、当初平成23年度に予定していた業務について、その内容を震災の検証や教訓の総括を行うものに一部振り替え、以下のような取組を実施した。</p> <p><施策に係る取組> (東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)の制定関係) 東日本大震災による甚大かつ深刻な被害に鑑み、いわゆる激甚法の横出しとして、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の財政措置について定める「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」を制定した。</p> <p>(被災者支援関係) ・被災者生活再建支援金の特例措置 東日本大震災の甚大な被害に鑑み、東日本大震災に限り、被災者生活再建支援金の国の補助率を50%から80%に引き上げる特例措置を設けた。(平成23年度当初予算額:600,000千円、1次補正予算額52,000,000千円、2次補正予算額300,000,000千円)</p> <p>・激甚災害法による特例措置の適用期間の延長 中小企業者に対する災害関係保証の特例の適用期限を平成25年3月31日まで、被災者に対する求職者給付の支給に関する特例の適用期限を平成24年9月30日まで延長した。</p> <p>・住家被害認定の調査・判定方法作成 地盤の液状化による被害の現状を踏まえて、地盤に係る住家被害認定の合理化を図り、調査・判定方法を作成した。(平成23年度当初予算額:10,778千円) ・特定非常災害特別措置法に規定する許認可等の特例措置 被災された方々を対象に、特定非常災害特別措置法に規定する許認可等について存続期間を最長平成24年8月31日まで延長した。</p> <p>・生活再建支援のあり方に関する調査 東日本大震災を踏まえた被災者の総合的な生活再建支援のあり方に関する調査を行った。(平成23年度3次補正予算額:19,228千円)</p> <p>(防災基本計画関係) 平成23年12月27日の中央防災会議において、東日本大震災以降最初の防災基本計画の修正を行った。</p>	<p><施策に係る取組> (東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)の制定関係) 発災後速やかに立法作業を行い、平成23年5月2日に公布・施行することで、東日本大震災による甚大かつ深刻な被害に対処した。</p> <p>(被災者支援関係) ・被災者生活再建支援金の特例措置 被災者生活再建支援金の支給に必要な資金を確保し、被災世帯の生活の再建を確実に支援した。</p> <p>・激甚災害法による特例措置の適用期間の延長 被災した中小企業や休業を余儀なくされた事業所の現状等を踏まえ、特例措置を延長し支援を図ってきたところであり、今後とも適切に対応していきたい。</p> <p>・住家被害認定の調査・判定方法作成 国の災害復旧・復興施策の充実及び地方公共団体等の対応力の向上のためには、最新の動向を踏まえた、住家の被害認定業務に関する知識の習得が求められる。このために、全都道府県の職員を対象とした説明会を継続的に開催していきたい。</p> <p>・特定非常災害特別措置法に規定する許認可等の特例措置 存続期間延長の許認可等項目については、要望に応じ対応してきたが、今後は実績調査等を行うことによってその効果を検証していきたい。</p> <p>・生活再建支援のあり方に関する調査 調査の中で被災者に対する国の支援のあり方について検討し、被災者に必要な支援を、避難段階から生活再建に至るまで適切に提供できるようにすることが必要とされたことを踏まえ、災害対策基本法に、被災者支援についての理念や基本的事項を明記するとともに、り災証明及び被災者台帳の整備の法的位置づけを検討するなど、適切に対応していく予定である。</p> <p>(防災基本計画関係) 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の最終報告を踏まえ、「津波災害対策編」の新設、地震・津波対策の抜本的強化等を内容とする防災基本計画の修正を行ったところであり、今後も、東日本大震災を踏まえた各種取組を反映させるため、継続的に修正を行う予定である。</p>	<p><施策に係る取組> (東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)の制定関係) http://www.bousai.go.jp/2011jyosei.html</p> <p>(被災者支援関係) ・被災者生活再建支援金の特例措置 http://www.bousai.go.jp/2011jyosei/siryo7_kaisei.pdf</p> <p>・激甚災害法による特例措置の適用期間の延長 http://www.bousai.go.jp/oshirase/h24/120307-1kisyu.pdf</p> <p>(防災基本計画関係) ・中央防災会議(平成23年12月27日) http://www.bousai.go.jp/chubou/29/index.html</p>

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
政策統括官 (防災担当)	<p><会議の開催> 未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災における地震・津波の発生、被害の状況について、早急に分析の上、今後の対策を検討する必要があることから、中央防災会議に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」を設置した。その後、同大震災における政府の対応を検証し、同大震災の教訓の総括を行うとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るための調査審議を行うことを目的に、中央防災会議において新たな専門調査会として「防災対策推進検討会議」を設置した。 なお、防災対策推進検討会議では、内閣府(防災担当)で開催した以下の会議の検討結果等について報告を受けた又は受ける予定である。(括弧内は報告を受けた会合又は当該会議の検討状況) ・東日本大震災における災害応急対策に関する検討会(平成23年11月28日第2回会合) ・災害対策法制のあり方に関する研究会(平成23年12月7日第3回会合) ・津波防災に関するワーキンググループ(平成23年度は災害時の避難に関する専門調査会の下で検討されていたが、平成24年度は防災対策推進検討会議の下で検討が進められることになる。) 特に、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震については、東日本大震災の教訓を踏まえ、これらの対応をさらに充実・強化するため、内閣府防災担当においては、平成23年度から以下の会議を設置し、検討してきた。</p> <p>(南海トラフ巨大地震関係) ・南海トラフの巨大地震モデル検討会</p> <p>(首都直下地震関係) ・首都直下地震に係る首都中枢機能確保検討会 ・首都直下地震帰宅困難者等対策協議会</p> <p><情報提供> (被災者支援に関する各種制度周知関係) 被災者支援に関する各種制度を周知するため、パンフレットを作成し都道府県へ送付するとともに、ホームページに掲載した。</p>	<p><会議の開催> 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会は、計12回の会議開催を経て、平成23年9月28日に最終報告を公表し、今後の想定地震・津波や対策の考え方等を提示した。これを受けて防災基本計画の修正が行われた。また、南海トラフ巨大地震や想定すべき首都直下地震の対策等について検討を行う予定である。 防災対策推進検討会議は、計6回の会議開催を経て、平成24年3月7日に中間報告を決定・公表した。また、この中間報告の提言内容について、平成24年度末までに可能な限り具体化し、実施することを目指し、同年3月29日に中央防災会議において「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針」を決定した。 今後、防災対策推進検討会議では、本年夏頃を目途に最終報告を取りまとめ、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等に備え、防災対策の充実・強化を図っていくこととしている。</p> <p><情報提供> (被災者支援に関する各種制度周知関係) 被災者支援制度について広く周知してきたが、今後も必要に応じ情報を更新していく予定。</p>	<p><会議の開催> ・東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/higashinihon/index_higashi.html</p> <p>・防災対策推進検討会議 http://www.bousai.go.jp/chubou/suishinkaigi/index.html</p> <p>・東日本大震災における災害応急対策に関する検討会 http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/higashinihon_kentoukai/index.html</p> <p>・災害対策法制のあり方に関する研究会 http://www.bousai.go.jp/1info/saigaitaisaku/index.html</p> <p>・津波避難対策検討ワーキンググループ http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_tsunami/index.html</p> <p>(南海トラフ巨大地震関係) ・南海トラフの巨大地震モデル検討会 http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/nankai_trough/nankai_trough_top.html</p> <p>(首都直下地震関係) ・首都直下地震に係る首都中枢機能確保検討会 http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/syuto_chusu/syuto_chusu_top.html</p> <p>・首都直下地震帰宅困難者等対策協議会 http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_syuto/kitaku_kitaku_kyougai_top.html</p> <p><情報提供> (被災者支援に関する各種制度周知関係) ・パンフレット「被災者に対する各種支援制度(東日本大震災編)」 http://www.bousai.go.jp/fukkou/kakusyuseido.pdf</p>

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
政策統括官 (共生社会政策担当)	<p><会議の開催> 当初は予定されていなかった「災害と障害者について」を議題とする、障がい者制度改革推進会議を平成23年5月(第32回)と平成24年1月(第37回)に開催した。</p> <p><施策に係る取組> 被災者、支援者の「心のケア」対策の取組の一環として、地域自殺対策緊急強化基金を活用した自殺対策を推進していくこととし、23年度3次補正予算において37億円の積み増しを行い、当初23年度までの実施期限を24年度末まで延長した。</p> <p><情報提供> 厚生労働省等と調整して、被災者・支援者一般向けの心のケアについてのリーフレット「ほっと安心手帳」を作成し、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表した。</p>	<p><会議の開催> 平成23年5月(第32回)は、被災障害者の全容が明らかになっていなかったが、情報を共有し、議論を始めることが適切、という判断だった。 平成24年1月(第37回)の会議では、被災地での実地調査を踏まえ、被災地の行政担当者、支援団体の代表者等を招き、ヒアリング等を実施した。支援の在り方や課題などが提示された。今後、障害者政策委員会の議論等に生かし、新しい障害者基本計画に活用する方向となった。</p> <p><施策に係る取組> 被災3県及び全国(除く被災3県)において、被災者の心のケア対策や孤立化防止のサロン活動、相談窓口、訪問支援等の整備、復旧、震災関連自殺の予防対策等を早急に実施して深刻な事態の招来を食い止めると同時に、一段と厳しさを増している自殺対策を取り巻く状況に対して万全の対策が講じられるようにしており、来年度も引き続き実施することとしている。</p> <p><情報提供> 被災者・支援者一般について、発災からの時間の経過に伴う心の健康状況にの変化に応じた情報提供を引き続き必要に応じて行っていきたい。</p>	<p>「第37回障がい者制度改革推進会議」 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_37/index.html</p> <p>「第32回障がい者制度改革推進会議」 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_32/index.html</p> <p>「ほっと安心手帳」 URL:http://www8.cao.go.jp/souki/koho/anshintetyo.html</p>
男女共同参画局	<p><シンポジウムの開催> 被災地復興に向けて、女性の視点からの復興や起業支援シンポジウムを宮城県(6月、8月)、岩手県(10月)にて開催した。</p> <p><施策に係る取組> ・地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業について、東日本大震災対応枠を設け、申請基準を緩和した派遣決定を実施した。</p> <p>・特定非営利活動法人全国女性会館協議会、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会とともに災害時における男女共同参画センターの役割調査を行った。</p> <p>・男女共同参画の視点による震災対応状況調査を行った。</p> <p>・被災地において女性等が安心して利用できるサービスを提供するために、岩手県にて平成23年5月10日より、宮城県にて平成23年9月1日より、福島県にて平成24年2月11日より女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、相談事業を行った(H23年度3次補正予算額:237,300千円、H24年度予算額:76,672千円)。</p> <p><情報提供> ・平成23年3月16日は被災3県及び仙台市、4月4日には全国の自治体に対し、女性や子育てのニーズを踏まえた被災者支援等を依頼した。</p> <p>・平成23年4月1日に男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援等のHPを開設した。</p> <p>・男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応を取りまとめ、平成23年6月23日に関係機関に周知した。</p> <p>・避難所に掲示する壁新聞や地方新聞広告等を活用して、子育て支援に対する情報提供、女性の視点・ニーズを反映した避難所での好事例や女性・子育ての視点からみた避難所の運営の紹介を行った。</p> <p>・東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ(「被災者の多様なニーズに対応した支援について」)、ホームページでの公表や自治体への送付等により情報提供を行ったほか、女性等の悩みや暴力に関する相談窓口等の周知を行った。</p> <p><被災地への内閣府職員派遣> 被災地の女性のニーズを把握するため、宮城県の政府現地対策本部に男女共同参画担当として、局職員を継続的に計15名派遣した。</p>	<p><シンポジウムの開催> 3回のシンポジウムの参加者は合計約800名であった。女性の視点を取り入れた復興、女性の起業活動支援とそのための環境整備に対して、基調講演、パネルディスカッションや取組事例の発表等を行い、その必要性を共有した。</p> <p><施策に係る取組> ・全体126件のうち、15件が震災対応枠としてセミナー等が実施された。男女共同参画の視点から見た放射能問題、DV被害者支援、復興支援等のテーマで開催され、被災地の不安やストレスに対する心のケアや今後の防災と復興に向けての一助となった。</p> <p>・被災地の男女共同参画センター及び全国各地の主な男女共同参画センターの被災者支援や災害・復興対応について調査を実施し、男女共同参画センターの災害時における役割と課題を検証した。</p> <p>・被災地の発災時から復旧・復興の対応状況について調査を行い、男女共同参画の視点に基づいて分析検討を取りまとめ、今後の課題と方向性を整理した。これを踏まえて、男女共同参画の視点を反映した、マニュアルを作成する(H24年度予算額:10,456千円)。</p> <p>・実施期間中は、被災3県において、被災に係るさまざまな悩みや、女性に対する暴力等2,418件もの相談が寄せられた。また、発災から時間が経つにつれ 被災に係るさまざまな悩みや、被災によって顕在化・深刻化してきた女性に対する暴力等の相談が数多く寄せられた。</p> <p><情報提供> 被災地を含む全国の自治体、警察、NPO法人等と連携し、広く効果的な周知を行い、避難所や仮設住宅等における安心・安全対策に寄与した</p> <p>・女性等の悩みや暴力に関する相談窓口等のより一層の周知を図るために、被災自治体、関係機関や女性団体等に協力を求めている。</p> <p><被災地への内閣府職員派遣> 現地での情報交換会、ニーズ調査など関係団体等と連携を取りながら、女性や子育てに配慮した対応への働きかけを行った。</p> <p><今回の震災対応における課題面> ・随時情報提供等を行ったが、避難所、仮設住宅等で女性や子育てが家庭への配慮が必ずしも十分でなかった。 ・防災・復興における政策・方針決定過程への女性の更なる参画が必要。</p>	<p>「東日本大震災に対応した男女共同参画局の取組」 URL:http://www.gender.go.jp/saigai.html</p> <p>東日本大震災被災地における女性の悩み・相談事業ホームページ URL: http://www.h-nihonh.jp/</p> <p>「東日本大震災に対応した男女共同参画局の取組」 URL:http://www.gender.go.jp/saigai.html</p> <p>「被災者の多様なニーズに対応した支援について」 URL:http://www.gender.go.jp/saigai2.html</p>

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
公益認定等委員会事務局	<p><施策に係る取組></p> <p>・平成22年度末に「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」を発売したことを皮切りに、法人が被災者支援や震災復興に役立つ形の活動や寄附などに資源を振り向けることの検討を法人に依頼するとともに、法人の行う被災者支援、復旧・復興活動・寄附について情報収集を行った。</p> <p>・法人が被災者支援や復旧・復興活動をする際に、事業の変更等の手続が必要な場合に最優先に対応した。</p> <p>具体的には、既に認定・認可された法人が、事業の変更・追加により被災者支援や復旧・復興活動をする際に必要となる手続については</p> <p>① 極力事後の届出により対応</p> <p>② 事前の変更認定や変更認可が必要となる場合も、その申請審査についてはできる限り1週間程度で対応することとし、被災者支援や震災復興に向けた活動を迅速に始めることを最優先に対応した。</p> <p>・被災された法人を対象に、東日本大震災による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第1項の規定による書類の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(平成23年政令第193号)を制定し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する定期提出書類の提出義務等について、被災地からのニーズを把握した上で、免責期間を平成23年9月30日まで延長した。</p>	<p><施策に係る取組></p> <p>・法人に被災者支援や震災復興を呼びかけるとともに毎週情報収集を行うことで、平成23年度末現在で、活動・寄附を実施又は検討していると情報提供があった1993法人(公益法人356法人、一般法人103法人、特例民法法人1534法人)の活動をホームページ等により随時情報提供することができた。</p> <p>・法令上どうしても変更届出で対応できず、被災者支援や復旧・復興活動関連の申請が必要となる場合についても、迅速に審査した結果、基本的に公益認定においては1か月程度、変更認定・認可においては1週間程度(※1)で、計11件(公益認定3件、変更認定4件、変更認可は4件)の認定・認可を行うことができた。</p> <p>(※1)行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき定めている標準処理期間は、公益認定が4か月、変更認定・認可が40日。</p> <p>・定期提出書類の提出義務等の免責期間延長については、被災地の行政庁へ適時にヒアリングを行うことで、期限を過ぎても書類提出等の見通しが立たない法人が存在することなど、被災地における法人の状況把握に努めた結果、期限内に義務履行が困難な法人に対して、柔軟な対応を行うことができた。</p> <p><今回の震災対応における課題></p> <p>公益法人等が被災者支援、復旧・復興活動を円滑に行える環境の整備等を行ってきた一方で、被災地で活動をされる方々の中に、復旧・復興活動を目的とした一般法人が、公益法人になることが難しいと思われている方がおられるとの声があった(※2)ため、これまで以上に新制度に関する情報発信や申請サポートに取り組んでいきたい。</p> <p>(※2)また、日本学術会議からの提言「被災地の求職者支援と復興法人創設―被災者に寄り添う産業振興・就業支援を―」(平成24年4月9日)においても、被災地でできるだけ多くの人が就業し復興の担い手となるよう提言されているところ。</p>	<p><施策に係る取組></p> <p>「公益法人information 東日本大震災関係情報」 URL:https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/east-japan-eq.html</p>

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
大臣官房統計委員会 経済社会総合研究所	<会議の開催> 平成23年7月に、震災被害の状況把握や震災復興策の企画立案に向けた公的統計の利活用方法等について議論するため、第47回ESRIフォーラムを開催した。 また、平成24年3月には、公的統計等の客観的データに基づいて、震災一年後の日本の経済・社会の復興の経過や今後の課題を有識者からご紹介いただくとともに、客観的なデータがどのような役割を果たし得るのかを議論するため、第48回ESRIフォーラムを開催した。 <情報提供> 国民経済計算における震災の影響への対応について四半期速報及び年次確報において公表し、また平成23年5月に震災関連事項の国民経済計算上の取扱いについて公表(「震災関連事項の国民経済計算上の記録について」)した。	<会議の開催> 外部の有識者を招き開催した本フォーラムは、事後のアンケートからも高い関心と評価を得ている。(肯定的な評価の割合は参加者の7割を超える) <情報提供> これらの公表にあたっては適時適切な公表に努めた。また有識者に対しては、統計委員会基本計画部会国民経済計算ワーキンググループ会合(平成23年7月26日開催)において国民経済計算における震災の影響への対応について説明を行う等適切な情報提供に努めた。	第47回ESRIフォーラム「震災復興と統計-統計の果たすべき役割とは？」 URL: http://www.esri.go.jp/jp/forum1/110623/gjjsidai47.html 第48回ESRIフォーラム「震災1年後の日本-統計から見た復興の課題と経済・社会の行方」 URL: http://www.esri.go.jp/jp/forum1/120209/gjjsidai48.html 四半期GDP速報における東日本震災の影響の対応について URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2011/pdf/announce20110427.pdf URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2011/pdf/announce20110428.pdf URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2011/pdf/announce20110519.pdf URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2011/pdf/announce20110601.pdf URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2011/pdf/announce20110609.pdf URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2011/pdf/announce20110727.pdf URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2011/pdf/announce20110815.pdf URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryou/2011/pdf/announce20111026.pdf 年次推計における東日本震災の影響の対応について URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h22/sankou/pdf/tyui.pdf 震災関連事項の国民経済計算上の記録について URL: http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/otoiawase/faq/qa16.html

部局名	東日本大震災に係る取組	評価	参考資料
日本学術会議事務局	<p><施策に係る取組></p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災の今後の対策について、学術的な立場から、同年9月までに7次にわたる緊急提言を发出するなど、迅速な審議と発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急集会を開催(2011年3月18日) ・幹事会声明「東北・関東大震災とその後の原子力発電所事故について」を发出(2011年3月18日) ・東日本大震災対策委員会を設置(同年3月23日)し、第1次から第7次までの緊急提言を发出 ・東日本大震災対策委員会の下に分科会を設置し、復旧・復興に関する具体的な措置等を政府および関係機関に提案、さらに日本のエネルギー政策のあり方について、国民的議論に資するための調査報告を社会に提示 ・日本学術会議各部(第一部、第二部、第三部)および分野別委員会においても調査審議を進め、東日本大震災対策委員会と連名で、原子力発電所事故に伴う放射線被ばくから子どもを守るための方策、水産業復興の方策、就業支援・産業再生方策等を提言 ・会長談話「放射線防護の対策を正しく理解するために」を発表(2011年6月17日) ・会長談話「66年目の8月15日に際して―いのちと希望を育む復興を目指す」を発表(2011年8月15日) ・福島第一原子力発電所事故をめぐる科学者の社会的責任、東日本大震災に関する報道メディアなどをテーマにした公開のシンポジウムを開催 ・海外アカデミーに対して原子力発電所に関する報告書を発信 ・幹事会声明「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」を发出(2011年9月22日) ・東日本大震災復興支援委員会および分科会を設置、政府等が取るべき施策の提言に向けて審議を実施(審議結果として、3つの分科会の提言を合わせて総括的な提言として「学術からの提言―今、復興の力強い歩みを」を发出(2012年4月9日)) 	<p>平成23年度は、3月に発生した東日本大震災の今後の対策について、学術的な立場から、8月までに七つの緊急提言を发出するなど、迅速な審議と発信を行ったほか、9月に水産業の復興に関する提言等を行った。これらの提言については、その趣旨が、「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」(平成23年5月17日 原子力災害対策本部)に反映されるとともに、「平成23年度科学技術戦略推進費〔重要政策課題への機動的対応の推進及び総合科学技術会議における政策立案のための調査〕によるプロジェクトに係る実施方針」(平成23年5月19日 総合科学技術会議)に基づき、当面の調査活動費が確保され、文部科学省を中心とする放射線量調査が開始されたほか、海外アカデミーからも反響があった。</p> <p>なお、日本学術会議外部評価委員による「日本学術会議第21期3年目(平成22年10月～平成23年9月)の活動状況に関する評価」では、平成23年9月までの日本学術会議の震災対応について、「東日本大震災の発生後1週間で事態の認識と学術の緊急課題を示した幹事会声明を发出し、緊急集会を開催した。その後、東日本大震災対策委員会を設置し、9月までの間に7つの緊急提言をはじめとする各種の提言、海外アカデミーへの報告等を发出した。これらの提言、報告等は、具体的かつ迅速に相次いで発信され、またその際には適切なテーマ・論点選ばれていることから、日本学術会議の震災に対する対応は全体として高く評価できるものであった。特に、包括的な政策パッケージを示した緊急提言は、日本学術会議が本来期待されている役割をしっかりと果たした成果であったと言える。」としている。一方で、「今後も日本の復興や展望に向けた積極的な活動が必要」であり、「より焦点を絞った、より専門性の高い課題についての提言が期待される」との課題も提示されたところである。</p> <p>その後、平成23年10月以降において、「東日本大震災復興支援委員会」を立ち上げ、その下に「災害に強いまちづくり分科会」、「産業振興・就業支援分科会」、「放射能対策分科会」の3つの分科会を設置し、審議を行った。</p> <p>審議にあたっては、被災地における現地調査も行うなど、被災地の実情を踏まえ精力的に取り組んでおり、平成24年4月9日に、3つの分科会の提言を合わせて総括的な提言として「学術からの提言-今、復興の力強い歩みを」をとりまとめ、同4月10日に内閣総理大臣に手交した。この提言は、災害に強いまちづくり、産業振興・就業支援、放射能対策についての提言を内容としており、外部評価で課題とされた焦点を絞った専門性の高い提言となっている。</p> <p>今後、既設の分科会に加え、新たに設置した「災害に対するレジリエンスの構築分科会」、「福島復興支援分科会」、「エネルギー供給問題検討分科会」においても、外部評価で示された課題を踏まえながら、積極的な審議活動を行っていく必要がある。また、文部科学省からの依頼を契機に始まった「東日本大震災に関する学術調査検討委員会」についても着実に審議を進めていく必要がある。</p>	<p>「東日本大震災への対応について」 URL:http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/shinsai/shinsa.html (日本学術会議ホームページ)</p>